

沖縄県国際交流・人材育成財団 沖縄県学生寮給食業務委託契約書（案）

公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団（以下甲という）と_____（以下乙という）との間において、甲は料理飲食提供業務を乙に委託することについて次のとおり契約を締結する。

第1条（業務場所及び目的）

甲が乙に業務を委託する場所、目的及び内容は次のとおりとする。

（1）場所

ア 東京都狛江市岩戸北4-14-18

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 沖縄県学生寮 南灯寮

イ 東京都世田谷区豪徳寺2-27-8

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 沖縄県学生寮 沖英寮

（2）目的及び内容

ア 甲は甲の食堂における調理業務等の運営を乙に委託し、乙はこれを受託する。

イ 本契約における調理業務とは、甲の寮生その他甲の指定するものに対する飲食の提供をいう。

第2条（厨房施設内の設備、設備管理）

（1）甲は乙に対して、乙が甲のため料理飲料を提供するのに必要な厨房施設、器具、什器備品、食器、貯蔵品置場等は無償で利用させる。ただし、乙は前記の施設及び物件を受託業務を行うこと以外に他の目的に利用することはできない。乙は乙の所有物以外を一切前記施設に持ち込むことはできない。

（2）甲は、乙が受託業務を行うのに要する水道・電気・ガス料金を負担する。

（3）前各号の他甲は乙の業務運営が円滑に行われるよう必要な協力をするものとする。
（器具故障の対処、食器補充等、その他衛生管理等において）

（4）乙は、食器・器具の洗浄、消毒、厨房内の害虫駆除、レンジフードの清掃を負担する。

第3条（業務上の安全管理）

（1）乙は受託業務につき自己の名において、食品衛生法、その他関係法規に基づく許認可を受け、かつ関連業務、諸検査に遺漏なきよう対処するものとする。

（2）乙は安全衛生に万全を期するため次の事項を確実に実施する。

- ア 従業員の健康診断、検便を別に定める実施細目により実施して、その結果を遅滞なく甲に通知すると共に、疾病者又はその疑いのある者及び衛生上影響ある者を就業させないこと。
- イ 従業員が業務を終了し、退出する時は、電気・ガス・水道等の元栓閉鎖等の点検を行い、火気その他異常のないことを確認の上、甲の管理責任者に報告後退去すること。
- ウ 乙は施設内の衛生管理に万全を期し、乙又は乙の従業員が故意または重大な過失により甲並びに甲の寮生に損害を加えたときは、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。

第4条（業務に係る従業員の従事及び履歴書の提出）

- (1) 甲は乙の従業員中、料理飲食提供業務を行うことが不相当と認める正当な事由ある者については、料理飲食提供業務の停止又は中止を乙に求めることができる。
- (2) 甲は委託業務に従事する乙の従業員の履歴書その他必要と認める書類の提出を乙に求めることができる。

第5条（受託業務管理責任者及び従業員に関する事項）

- (1) 乙は受託業務管理の責任者を定めて甲に届け出て、甲との連絡折衝に当たらせるものとする。
- (2) 乙は受託業務に従事する従業員の氏名、住所、年齢、略歴を甲に派遣の際に又は、異動交替の都度その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。
- (3) 乙の従業員は、甲が管理する施設内においては、甲の諸規程及び甲の管理責任者の指示に従わなければならない。
- (4) 乙は、乙の従業員の身元、風紀、規律及び衛生に関し、一切の責任を負うものとする。
- (5) 乙は、乙の従業員に対し、業務上知り得た甲の機密事項に関して一切他に漏洩させないように必要な措置を講じなければならない。
- (6) 乙又は乙の従業員は、食堂及び甲が指定した場所以外はみだりに出入りをしてはならない。

第6条（損害賠償等）

- (1) 乙は、乙又は乙の従業員が甲の職員、利用者あるいは施設（建物・付属物・什器備品等すべての設備を含む）に対して、故意又は重大な過失により損害を与えた時は、全て賠償の責任を負うものとする。ただし、甲がやむなきものと認める場合はこの限りではない。
- (2) 乙の不注意により、あきらかに給食に基づき甲に急性中毒或いは伝染性消化器疾患を起こした場合は、甲は乙に対して損害賠償の請求をなしうるものとする。

第7条（再委託、第三者の関与の禁止）

乙は受託業務を他に再委託することは勿論、名目、形式の如何を問わずこれを第三者をして行わせることはできない。

第8条（委託費、材料費、支払い期日及び支払い方法）

(1) 甲は乙に対して委託業務実施の対価月額 金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を翌月月末までに当月分を乙の作成した請求書及び業務報告書によって振込にて支払うものとする。ただし、8月は飲食の提供が無いため除く。

また、寮監およびその配偶者に料理飲食を提供した場合、その料理飲食代金は乙から直接、寮監及びその配偶者に対し請求するものとし、甲への請求金額には含めないものとする。

(2) 給食材料費は朝食 円（うち消費税及び地方消費税 円）夕食 円（うち消費税及び地方消費税 円）

第9条（消費税及び地方消費税）

この契約に関する金額の表記は内税方式とする。

- (1) 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。
- (2) 消費税の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

第10条（料理飲食提供業務の実施を行わない日）

料理飲食提供業務の実施を行わない日は次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び祝祭日
- (2) 8月1日～8月31日
- (3) 12月29日～1月3日

第11条（契約期間）

この契約期間は平成31年4月1日より平成34年3月31日までの3年間とする。

第12条（契約違反への処置）

- (1) 甲又は乙のいずれか一方がこの契約に違反した時は、相手方は違反者に対し相当期間を定め違反のない状態とすることを請求し、違反者がこの違反状態を改善しないときは、この契約を解除することができる。
- (2) 期間満了又は契約解除等によりこの契約の効力が消滅したときは、乙は甲の所有物件の利用を取り止め、かつ乙及びその従業員の所有物件を収去し直ちに乙の費用をもって受託施設より退去しなければならない。

(3) 契約期間中に、乙から一方的に中途解約の申し出があった場合は、甲は第8条に定めた料金を当該月から支払わないものとする。

第13条（業務に係るその他の事項）

- (1) 乙は実施2週間前に献立表を作成し、甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は厨房内と食堂のテーブル清掃、整理を行う。
- (3) 給食業務の改良と向上を図るため、必要があれば甲・乙両者による給食委員会を設け、開催する。特にこの委員会の円滑運営により苦情を早急に解決する。
- (4) 乙は甲の指示する下記時間に対面サービスを実施し、給食時間終了後30分で洗浄完結する業務を行う。

朝食 午前6：45～午前9：00

夕食 午後6：00～午後9：00

第14条（その他の事項）

第1条から第13条に定めない事項、又は変更を必要とする事柄が生じた場合、あるいは疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上別途決定するものとする。

第15条（沖縄県学生寮給食業務委託実施細目）

この規定に基づく料理飲食提供業務の詳細に関しては別紙「沖縄県学生寮給食業務委託実施細目」によるものとする。

本契約の証として本書2通を作成、甲・乙記名捺印の上双方各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 玉城 哲也

乙